

【業界初】「治療と仕事」「介護と仕事」両立を支援する商品の発売 (団体長期障害所得補償保険)

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 広瀬 伸一、以下「当社」)は、企業における従業員の多様な働き方の実現や離職防止に貢献し、健康経営の取組みを一層推進するために、がん等に罹患した従業員が治療をしながら働き続けることを支援する「治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)」、親族の介護をしながら働き続けることを支援する「介護と仕事の両立支援特約」を発売します。

1. 背景

近年、少子高齢化に伴う労働力人口の減少により、企業の人手不足が顕在化しています。

また、がん患者の雇用継続に努力義務を課した「がん対策基本法」の改正(2016年)や、介護休業の分割取得等を可能とする「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」)」の改正(2017年)を受け、人材定着や離職防止は企業における喫緊の課題となっています。

当社はこれまでも、病気やケガにより働けなくなった場合の収入不安を解消するために「団体長期障害所得補償保険」(*)を提供し、企業・従業員の皆様を支援してきましたが、これらの環境を踏まえ、以下の商品を開発いたしました。

(※) 病気やケガで働けなくなった場合の収入の減少を補償する保険です。

2. 商品概要

(1) がん等の治療を取り巻く環境を踏まえ、早期復職を支援する商品(治療と仕事の両立支援特約)

がん患者は年々増加しており、生涯で罹患する確率は約2人に1人といわれています(※1)。また、健康診断における、脳・心臓疾患に関連するリスクも含めた有所見率は増加傾向にあります(※2)。

これまで三大疾病は入院治療が主流でしたが、昨今の医療技術の進展等により、早期に通院治療に切り替え、短時間勤務等により復職されるケースが増えております。団体長期障害所得補償保険は一定期間の休業を保険金のお支払要件としていますが、今般、短時間勤務等により早期に復職された場合であっても保険金をお支払いする商品を開発しました。

(※1) 国立がん研究センター:最新がん統計より

(※2) 厚生労働省:「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」資料より

(2) 高齢化の進展を踏まえた介護休業等を補償する商品(介護と仕事の両立支援特約)

政府統計(※)によると、高齢化の進展により働きながら介護をしている就業者は340万人を超えています。

育児・介護休業法による介護休業制度を利用した場合、通算93日までは介護休業給付金が支給されますが、94日目以降の休業や介護のための短時間勤務等による収入減少を保障する制度等はないことから、長期の介護休業や短時間勤務等をした場合の収入減少を補償する商品を開発しました。

(※) 厚生労働省:「平成29年就業構造基本調査」より

補償内容の詳細

商品名	補償内容
(1) 治療と仕事の 両立支援特約 (三大疾病用)	<p>働きながら治療することを支援すべく、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により働けなくなり、早期(免責期間中)に短時間勤務等で復職したときでも保険金をお支払いできるようにする商品(特約)です。</p> <p>団体長期障害所得補償保険では、保険金支払いに際して一定の待機期間(免責期間)があり、「全く働けない期間」がこの待機期間を超えないと、保険金の支払い対象になりません。したがって、これまでは短時間勤務等で待機期間中に復職した場合は、保険金のお支払いができませんでした。</p> <p>本特約をセットすることにより、「全く働けない期間」および「短時間勤務等で復職した期間」を合わせて待機期間を超えたときにも、保険金をお支払いすることができます。</p> <p><u>※待機期間(免責期間)中に短時間勤務等で復職した場合でも保険金をお支払いできる商品は、保険業界で初となります。</u></p>
(2) 介護と仕事の 両立支援特約	<p>介護のために休業や短時間勤務等をした場合の収入減少を補償することにより、働きながら介護することを支援し、介護離職防止につなげることを目的とした商品(特約)です。</p> <p>育児・介護休業法に基づく介護休業中の収入減少に加え、就業規則等で認められた介護による休業や短時間勤務等による収入減少についても保険金をお支払いします。</p> <p><u>※介護に伴う短時間勤務等による収入減少に対して保険金をお支払いする商品は保険業界で初となります。</u></p>

※いずれの特約も 2020 年 10 月 1 日保険始期契約から販売いたします。

本商品は、企業等が契約者となり、その従業員等全員に付保する団体契約が主な契約方式ですが、従業員等が任意に加入する任意付保方式での契約も可能です。

【参考】月額保険料(例)

		(1)治療と仕事の 両立支援特約(三大疾病用)	(2)介護と仕事の 両立支援特約
主な 契約条件	年齢・性別	40歳・男性	
	免責期間	90日	
	保険金額	20万円	
	1事故あたりの限度期間 (てん補期間)	65歳の誕生日まで	36ヶ月
特約保険料(月払/構成員一人あたり)		540円	830円

これらの商品は SDGs のゴール8「働きがいも 経済成長も」の達成にもつながるものと考えております。

今後も、より進化した保険商品等の開発を通じ、企業の「健康経営」を支援し、従業員の皆様がより一層安心して働くことのできる魅力的な福利厚生制度の実現、それによる持続可能な世界の実現に貢献してまいります。

以上